

1959人

フェイスブックの友達。いつの間にか大きな数になった。顔見知りほんの少数。「良い人の友達が良い人」という軽い考えの結末である。日常的には、私あての受信は読ませて貰い、誕生日のお祝いメッセージのみ発信している。それにしても1日5件。これが限界かもしれない。



(竹内)

平成29年度税制改正大綱より ～中小企業の設備投資減税関連について～

平成29年度税制改正において、中小企業の設備投資にかかわる減税制度にいくつか改正が行われる予定です。平成29年4月1日以降、下表のとおりとなります。

名称	期間	減税内容	対象資産
① 生産性向上設備投資促進税制	平成29年3月31日で期限切れ・廃止		
② 中小企業投資促進税制	平成31年3月31日まで延長	特別償却(30%) 税額控除(7%)	機械装置、工具、ソフトウェア、車輛運搬具(器具備品が除外)
③ 中小企業活性化税制	平成31年3月31日まで延長	のいずれかを選択	建物附属設備、器具備品
④ 中小企業経営強化税制	新設 平成31年3月31日まで	即時償却(100%) 税額控除(7%または10%) のいずれかを選択	建物附属設備、工具、器具備品、機械装置、ソフトウェア

※税額控除は②～④の合計で、法人税額の20%を限度とする。



今改正で新設される④中小企業経営強化税制では、「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業者等において、取得価額までの特別償却(即時償却)と取得価額の7%の税額控除(特定中小企業者等は10%)とのいずれか一方を選択して適用できます。

対象となる設備投資は、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアで、特定経営力向上設備等(認定を受けた経営力向上計画に記載された一定のもの)に該当する、一定の規模以上のもので、指定事業の用に供したものとされています。

④中小企業経営強化税制は、廃止される①生産性向上設備投資促進税制と類似しており、設備投資を行う際には、ぜひ適用を検討すべき制度となると思われますが、例えば、指定事業に制限のなかった①生産性向上設備投資促進税制と異なり、一定の指定事業にのみ適用が可能など、いくつかの適用要件に相違点があることが予想されますので、注意が必要です。

(大寺)

3月の税務

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 28年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
納期限…3月15日 2 所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日 3 28年分所得税の総収入金額報告書の提出 提出期限…3月15日 4 確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日 延納期限…5月31日 5 個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日(1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内) 6 28年分贈与税の申告 申告期間…2月1日から3月15日まで 7 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
申告期限…3月15日 8 国外財産調書の提出…3月15日 9 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月10日 | <ol style="list-style-type: none"> 10 個人事業者の28年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…3月31日 11 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…3月31日 12 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(28年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…3月31日 13 法人・個人事業者(28年12月分及び29年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…3月31日 14 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…3月31日 15 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> 申告期限…3月31日 16 消費税の年税額が4800万円超の12月、1月決算法人を除く(法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…3月31日 |
|--|--|

【凝縮版】平成 29 年度労働・社会保険関係改正予定(動向)

☆2月13日開催・さくら合同事務所研修会より【H29/2/13現在】☆



I.労働関係法令等

1.雇用保険

- (1) **雇用保険料率 引下げ**【H29/4・H29～31年度】
一般事業・失業等給付 ⇒ **6/1,000** (労働者・事業主 1/2 按分) 二事業 ⇒ 3/1,000 (事業主)
- (2) **【H29/1】65歳以上 高年齢被保険者として適用・各給付金の対象 保険料免除廃止(経過措置 H31年度分まで免除)**
- (3) 基本手当充実【H29/4】
 - ① 特定受給資格者(30～45歳) ⇒ 所定給付日数引上げ
 - ② 特定理由離職者(有期雇用者雇止め) ⇒ 所定給付日数拡充
 - ③ 雇用情勢悪い地域の一定受給資格者 ⇒ 給付日数延長
- (4) 就職促進給付の拡充【H29/1】
 - ① 再就職手当給付率引上げ
 - ② 広域求職活動費要件緩和・新設

2.育児・介護休業法【H29/1改正】

3.労働基準関連

- (1) 長時間労働・過労死撲滅対策
 - ① 長時間労働抑制取組み・3本柱【H28/12】
 - ・違法な長時間労働・メンタルヘルス・パワハラ防止・過労死等ゼロ
 - ② 新「労働時間の適正な把握のために使用者の講ずべき措置に関するガイドライン」【H29/1】
- (2) **三六協定の再検討開始**
 - ① 時間外労働の原則的上限時間が法定化されるかも(?)
 - ② 特別条項の改正案(建設作業員・運転手等の職種により施行時期猶予)【H29/2/14】
 - ・ **1年間の残業上限は720時間** (1ヵ月平均60時間) ・ 1ヵ月当たりの上限は検討中
 - ・ 45時間超えは1年間のうち6回まで(変わらず)等
- (3) 同一労働同一賃金・ガイドライン案【H28/12/20】
※定年後の継続雇用の有期雇用労働者と無期雇用フルタイム労働者の賃金差は許容されるかは今後の課題

II.社会保険関係

1.保険料率

- (1) 健康保険料率 ⇒ **10.18%** (徳島県・変わらず)【H29/3分・4月納付分より】
- (2) 介護保険料率 ⇒ **1.65%** (0.07%↑)【H29/3分・4月納付分より】
- (3) 厚生年金保険料 ⇒ **18.182%**【H29/9より18.300%最終】

2.年金改正【H29/4】

- (1) 年金支給額 ⇒ **0.1%**引き下げ
- (2) 在職老齢年金 ① 高在老・支給停止調整額⇒ **46万円** ② 低在老・支給停止調整変更額⇒ **46万円**

(竹内政代)

資産税係

●●● 相続税対策での養子はOKか? ○●○

最近の新聞で、このような記事をご覧になられた方も多いのではないのでしょうか。

「相続税の節税を目的にした養子縁組が有効か争われた訴訟の上告審で、最高裁は『節税のための縁組でも直ちに無効になるとは言えない』とする初判断を示し、無効とした2審・東京高裁判決を破棄する判決を言い渡しました。節税目的の養子縁組は富裕層を中心に行われているとされ、現状に沿う判断となりました。」(毎日新聞記事より)

ただし、これは民法上の有効性が争われた事例です。民法上は認められても、税務上は認められません。相続税法63条に、「養子の数を法定相続人の数に含めることで、相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合、税務署長は当該養子の数を相続税の計算上の養子の数に算入しないで相続税を計算する。」という内容が書かれています。税務調査の際に、孫を養子にした理由を聞かれて、「節税のためです。」と答えれば、養子を除いて相続税を計算されてしまう恐れがあります。

また、未成年者を養子にして相続が発生すると、特別代理人をつけて遺産分割協議をする必要があり、手続きが大変になります。したがって、養子縁組の検討は慎重に行っていただくことをお勧めします。

(坂田)

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
有期事業概算保険料延納額<4月~7月分>の納付(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届

会計制度

●●● 原価計算と管理会計について②③ ~予算管理⑦ 単年度予算の作成②~ ○●○

今回は、目標売上高から予算を作成する方法を解説します。

とはいえ、目標売上高からの予算作成の手法は、前回解説した目標利益から作成する方法と大きく変わる部分はありません。具体例で解説します。

【前提条件】

- ・当期の売上高は2億3千万円を見込む。
- ・原価率は70%を見込む。
- ・販売費および一般管理費の変動費率は20%、固定費は年間2,000万円を見込む。
- ・支払利息は年間50万円を見込む。
- ・税率は40%とする。

【作成手順】

- ① 売上高に原価率を掛けて売上原価および売上総利益を計算する。
- ② 売上高に販管費変動費率を掛けて変動販管費を計算する。
- ③ 変動販管費に固定販管費を足して、売上総利益からマイナスして営業利益を計算する。
- ④ 営業利益から支払利息を差し引いて税引前当期利益を計算する。
- ⑤ 税引前利益に1-40%を掛けて税引後利益を計算する。
- ⑥ 上記①~⑤の結果を損益計算書にあてはめる。



【損益計算書】

予算損益計算書 (単位: 万円)

売上高	23,000	
売上原価	16,100	①原価率70%
売上総利益	6,900	
販売費および一般管理	6,600	
(うち変動費)	(4,600)	②変動費率20%
(うち固定費)	(2,000)	③固定費2000
営業利益	300	
支払利息	50	④支払利息50
税引前当期利益	250	
法人税等	100	⑤税率40%
税引後当期利益	150	

目標売上高から予算を作成する場合、損益計算書の上から下に向かって計算していくことになります。したがって、目標利益額からの予算作成とは逆の順序で計算していきます。これ以外についての留意点は、目標利益額の作成方法と概ね同様になります。

なお、従業員を予算作成に参加させる場合には、目標売上高からの予算作成がより適しているでしょう。なぜなら、従業員に目標を立てさせる場合、売上高を基準とすることが一般的だからです。従業員が自ら立てた目標売上高を積み上げて(必要に応じて経営者が補正をして)予算を作成すれば、従業員全員が予算を達成すれば、会社の予算も達成することができます。

(孝志洋)

非営利法人

●●○ 財務三基準 ○●○

公益法人は、財務三基準を満たす必要があります。

事業内容及び計画数値が予定通り遂行されているかの確認が必要であり、財務三基準が満たされないと思われる場合は、事前の対策が必要になるかと思われます。

「財務三基準」

①収支相償 ②遊休財産額規制 ③公益目的事業比率

例えば、収支相償に適合しない場合に考えられる対策は、短期的なものであれば、

- ・剰余金を直接翌年度に繰延べる方法
- ・特定費用準備金を活用する方法
- ・資産取得資金を活用する方法
- ・公益目的保有財産(金融資産)を積み立てる方法

等があります。活用できる対策があれば、検討されてはいかがでしょうか。

(公益担当)

リスマネ委員会 ○●○ 生命保険料が改定されます！ 加入・見直しの検討は改定前に実施してください ○●○

生命保険各社は、2017 年から順次、保険商品の値上げ・販売停止などを実施・検討しています。
これは、市場金利の影響を受けて資金不足が生じるような事態を防ぐため、保険業法の基準にもとづいて行われるものです。

生命保険の加入・見直しは、2・3 月（※）中に検討し、手続を実施することをお勧めします。
（※改定時期・保険種類・金額は生保各社により異なりますので、各社の発表を確認ください。）

＜ 具体例（4 月改定の保険商品の場合） ＞

- ① H29.3.31 に申込手続を実施⇒保険料 5,000 円 ⇒ 10 年間の総支払 600,000 円
- ② H29.4.1 に申込手続を実施⇒保険料 6,000 円 ⇒ 10 年間の総支払 720,000 円

上記の場合、手続きが 1 日遅くなっただけで、「総額 120,000 円も高い！」ということになります。また、決算対策、退職金準備を検討される企業様の場合は 100 万単位で変わって来ることもあります。

なお、今回の改定で保険料だけでなく、返戻率も概ね低くなりますので、ご注意ください。

★当事務所でも、資格をもった専門の者を配置してご相談を受付しております。お気軽にお申し出ください。

（さくらビジネス）

研修会を開催しました！

2017. 2. 13(月) at 徳島県教育会館

【講師の紹介】

- ・さくら社会保険労務士法人
社会保険労務士 竹内政代
- ・さくら税理士法人
公認会計士・税理士 大寺健司

ご参加いただきました皆様、
ありがとうございました。
次回のご参加も、役職員一同心より
お待ちしております。

四国税理士会・徳島商工会議所 勤続 10 年表彰

勤続 10 年表彰をいただきました。
気がつけば 10 年！という感じです。

それも、関与先の皆様、さくら事務所の皆様のおかげだと感謝しています。気持ちも新たにこれから課長のもとで日々精進していきますので、よろしくお願いします。

（T. M）

勤続 10 年表彰をいただきました。

なんとか 10 年勤めてこられたのは、関与先の方々をはじめ、所長、副所長、諸先輩、同僚の温かいサポートがあってのことだと感謝するばかりです。次の 10 年を目指して気持ちも新たに頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
（匿名希望）

このたび、勤続 10 年表彰を頂きました。あっという間でしたが、小学生だった娘が高校生になり、その年月の重さを痛感します。

ここまで勤めてこられたのは、関与先の皆様、先生方をはじめ事務所の皆様のご指導ご協力によるものであり、深く感謝申し上げます。

今後も頑張って参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。
（正木）

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
（株）さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町 2 番 5 号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181